

00741

昭和34年12月15日 火曜日 鳥取県公報 第3082号

昭和毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告示

### 鳥取県告示第六百六十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により次のように保険医の登録をした。

昭和三十四年十二月十五日

鳥取県知事 石破二朗

- ◆告示
- 保険医の登録
- 米飯提供業者の登録
- 基本測量の終了
- 土地の公用廃止
- 基準看護設備の承認
- 職業訓練指導員試験の実施

氏名	住所	医所	登録の記号番号	登録年月日
山根亘州	米子市錦町一丁目一五八	鳥医	七四三	昭和三四、一二、九

## 鳥取県告示第六百六十五号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第三十五条の四の規定に基き、昭和三十四年十二月九日次の者に対し米飯提供業者の業者登録をした。

昭和三十四年十二月十五日

登録番号

氏名

名称又は屋号

住

所

営業の場所

六七三 太田かよゑび屋 八頭郡河原町大字河原六三  
 六七四 小崎蘭子日蘭 東伯郡閻金町大字閻金宿一、三一六ノ一

西伯郡名和町、大山町、中山町、日吉  
 津村、淀江町、伯仙町、岸本町  
 東伯郡赤崎町  
 米子市

次のとおり基本測量を終了した旨、建設省地理調査所

長から通知を受けた。

昭和三十四年十二月十五日

昭和三十四年十二月十五日

鳥取県知事 石破二朗

一場所

西伯郡日吉津村大字今吉二六六、二七七

番地先

鳥取県知事 石破二朗

二場所

水路

番地先

鳥取県知事 石破二朗

三場所

水路

番地先

三面積拾壱坪九匁

関係図面は、土木部管理課に保管

三終了月日 昭和三十四年十月三十日

昭和三十四年十二月十五日

一作業種類 基本測量

二作業地域

西伯郡

名和町、大山町、中山町、日吉

津村、淀江町、伯仙町、岸本町

東伯郡

赤崎町

米子市

## 鳥取県告示第六百六十八号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基き定められた看護、給食及び寝具設備の基準（昭和三十三年厚生省告示第百七十八号）の規定により左記のとおり承認した。

昭和三十四年十二月十五日

鳥取県知事 石破二朗

施	設	基	準	看	護	採用点数表				
名	称	一	所	在	地	承認番号	一	承認年月日	一	承認対象
上田病院	鳥取市東町一七七ノ二	第(看)	(十二号)(二)	昭和三四、	十二、一	全病棟	(六十九床)	甲		

## 公 告

職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）第二十四条及び職業訓練法施行令（昭和三十三年政令第百九十九号）第三条の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり行う。

昭和三十四年十二月十五日

鳥取県知事 石破二朗

一 試験の区分及び科目

試験は、次の免許職種について、それぞれ学科試験及び実技試験によつて行う。

洋服工

自動車整備工

洋服工	一 製図作業	一 指導方法（訓練計画、訓練方法、作業分析、作業管理、労務管理、生活指導）
自動車整備工	二 裁断作業	二 関連学科
洋服工	三 部分縫作業	1 被服概論（男子服の型式、縫製法、服装文化史、服装美学）
自動車整備工	四 本縫作業	2 被服科学（男子服の材料、被服衛生、被服管理）
自動車整備工	五 補正作業	3 製図（採寸法、製図法）
<b>二 実技試験又は学科試験の免除</b>		
実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けることのできる者は、次のとおりとする。		
免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
洋服工	前回の職業訓練指導員試験において実技試験又は学科試験に合格した者	実技試験又は学科試験の全部
自動車整備工	大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）において被服科の学科又は課程を修めて卒業した者	学科試験の科目のうち関連学校
自動車整備工	自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）による一級四輪自動車整備士、一級三輪自動車整備士若しくは二級二輪自動車整備士又は二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、二級三輪自動車整備士若しくは二級二輪自動車整備士の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科

洋服工	一 製図作業	一 指導方法（訓練計画、訓練方法、作業分析、作業管理、労務管理、生活指導）
自動車整備工	二 裁断作業	二 関連学科
洋服工	三 部分縫作業	1 被服概論（男子服の型式、縫製法、服装文化史、服装美学）
自動車整備工	四 本縫作業	2 被服科学（男子服の材料、被服衛生、被服管理）
自動車整備工	五 補正作業	3 製図（採寸法、製図法）
<b>二 実技試験又は学科試験の免除</b>		
実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けることのできる者は、次のとおりとする。		
免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
洋服工	前回の職業訓練指導員試験において実技試験又は学科試験に合格した者	実技試験又は学科試験の全部
自動車整備工	大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）において被服科の学科又は課程を修めて卒業した者	学科試験の科目のうち関連学校
自動車整備工	自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）による一級四輪自動車整備士、一級三輪自動車整備士若しくは二級二輪自動車整備士又は二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、二級三輪自動車整備士若しくは二級二輪自動車整備士の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科

三 試験の期日

学科試験 昭和三十五年三月十三日（日）

実技試験

三月十四日（月）から二十日

四 試験の場所

倉吉市駄経寺 倉吉職業訓練所

（日）までの間において別に指定する日

- 1 職業訓練指導員試験申請書用紙等は、厚生労働部職業安定課において交付する。
- 2 受験手続等について不明の点は、厚生労働部職業安定課に問い合わせること。
- 3 禁錮以上の刑に処せられた者
- 4 旧技能者養成指導員免許又は職業訓練指導員免許の取消を受け、取消の日から二年を経過しない者
- 5 その他

## 五 参集時刻及び携帶品

参集時刻 試験期日の午前九時三十分  
携帶品 筆記具、昼食

## 六 受験申請手続

- 1 受験申請書類  
受験申請書、履歴書、戸籍謄本又は抄本及び写真（名刺型とし、申請前六月以内に撮影した正面脱帽の写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）
- 2 書類の提出先  
鳥取市東町一丁目二二〇番地  
鳥取県厚生労働部職業安定課
- 3 書類の提出期間  
昭和三十五年一月十一日（月）から昭和三十五年一月二十五日（月）まで

## 4 受験手数料

免許職種ごとに次の額による鳥取県收入証紙を受験申請書にはり付けること。

免許職種	区分	受験手数料
洋服工	実技試験	七〇〇円
自動車整備工	実技試験	七〇〇円
学科試験	五〇〇円	五〇〇円

## 5 受験票の交付

書類を受理したときは、受験票を交付する。

昭和三十五年四月二十日（水）までに合格者氏名を鳥取県公報に登載するとともに、合格証書を本人に交付する。

## 6 欠格者

次の各号の一に該当する者は、試験を受けることができない。

## 一 禁治産者及び準禁治産者